

議案第76号

静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部改正について

静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地域福祉交流プラザ条例の一部を改正する条例

静岡市地域福祉交流プラザ条例(平成16年静岡市条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分	午前8時 30分から 正午まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前8時 30分から 午後5時 まで	午後1時 から午後 9時まで	午前8時 30分から 午後9時 まで
第1会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円
第2会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円
第3会議室	1,030円	1,270円	1,270円	2,310円	2,550円	3,590円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市地域福祉交流プラザ条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例別表の規定に基づく静岡市地域福祉交流プラザの利用に係る使用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。